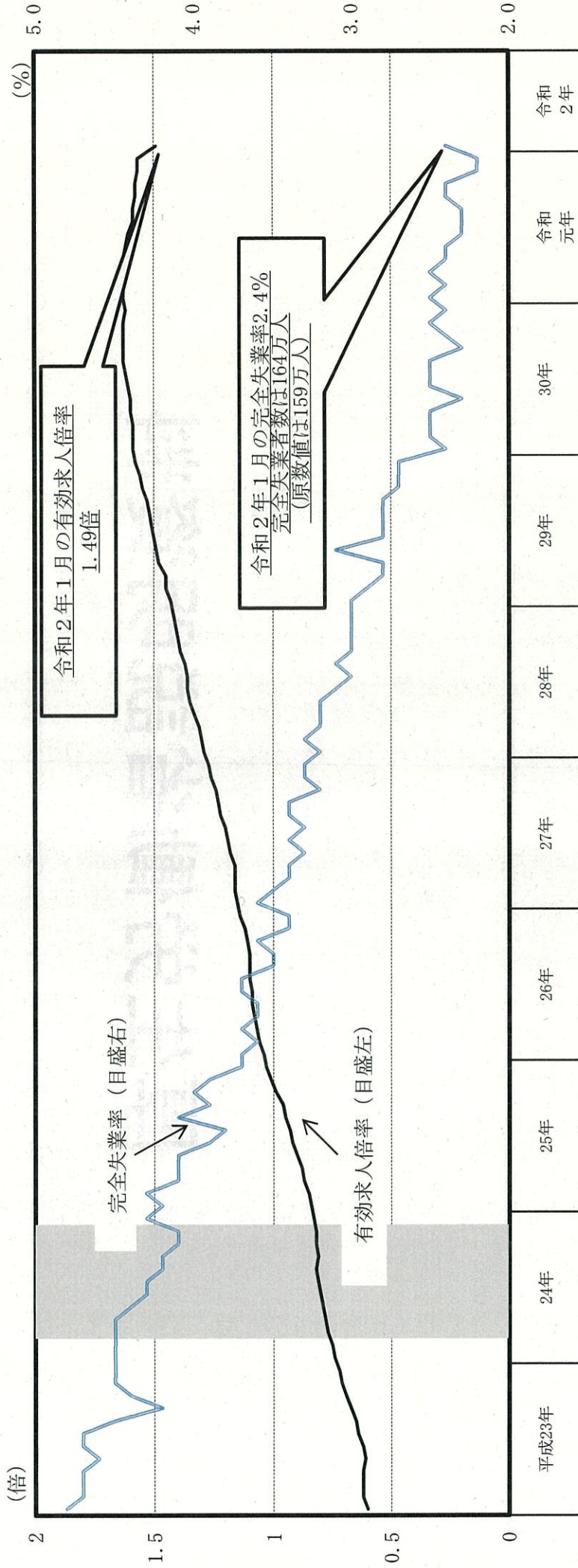


# 厚生労働省説明資料

令和2年3月10日

# 現在の雇用情勢

- 令和2年1月の完全失業率は2.4%と、前月より0.2ポイント上昇したが、約27年ぶりの低い水準で推移。
- 令和2年1月の有効求人倍率は1.49倍と、前月より0.08ポイント低下したが、バブル期を超える高い水準で推移。なお、令和2年1月から求人票の記載項目の拡充を行っており、このことも、1月の新規求人数の大幅な減少を通じて有効求人倍率の低下に影響。
- 令和2年2月以降についても、これまでの製造業を中心とした求人数の減少傾向に加えて、新型コロナウイルス感染症によるインバウンドやサプライチェーンを通じた経済への影響等に十分注意する必要がある、今後の動向について注視が必要。



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。  
 2. 2011年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。  
 3. シャド一部分は景気後退期。

# 新型コロナウイルスに関連した雇用・労働関係のこれまでの主な対応【内容別】

## 1. 新型コロナウイルス感染症により休業を余儀なくされる企業への支援

○雇用調整助成金について、

・日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和

\* 生産指標要件の緩和（3か月10%以上低下→1か月10%以上低下）

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）に拡大

\* クーリング期間要件、被保険者期間要件（6か月以上）も撤廃の方針

・地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を發出している地域の事業主に対しては、その期間中、以下の特例措置を実施

\* 上乗せ助成の実施

\* 生産指標要件を満たすものとして扱う

\* 非正規を含めた雇用者を対象

【現時点では北海道のみ】

## 2. 学校等の臨時休業のため保護者が休む場合等への対応

○小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どももの保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設

〔※支給額：休業中に支払った賃金相当額×10/10（1日当たり8,330円を支給上限とする）  
※適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇〕

○委託を受けて仕事をする方向けの支援策（検討中）

○特別休暇の規定を整備した中小企業に対する助成金コースを創設

○特別休暇の導入に関するコンサルティングの実施（都道府県労働局）

## 3. その他

○企業に対して休業に関する配慮の要請

○テレワーク・時差出勤の推進

○傷病手当金について、発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することが出来なかった期間に該当することなどを周知

○生活福祉資金貸付制度により、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付等を実施

○新型コロナウイルス感染症に関する休業手当の考え方等について周知

# 新型コロナウイルスに関連した雇用・労働関係のこれまでの主な対応【時系列】

- 2月14日 **新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置**  
→ 日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主において、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成するよう雇用調整助成金の特例措置を創設。
- 2月26日 **労使団体へ協力要請**  
→ 厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本労働組合総連合会に対し、**感染拡大防止に向け、協力を要請。**
- 2月28日 **新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡充**  
→ 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**全業種の事業主に対象を拡大。**
- 3月2日 **小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得を支援するため新たな助成金制度の創設を発表**  
→ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として**小学校等が臨時休業した場合等**に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、**正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し助成を行う制度を創設すること**を発表。
- 3月3日 **時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例の創設を発表**  
→ 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の受付を既に終了しているが、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務であるため、既存のコースの要件を簡素化した上で、**時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始すること**を発表。 ※ 3月9日付けで申請受付を開始
- 3月4日 **新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の更なる拡充を発表**  
→ 自治体の長が活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道のみ）については、**特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。**
- 3月5日、6日 **経済団体へ協力要請**  
→ 厚生労働大臣から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対し、**新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請。**
- 3月6日 **「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」を周知**  
→ 傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、**発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服すること**が出来なかった期間に該当することなどを周知
- 3月9日 **「小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得を支援するための新たな助成金制度」の詳細案を発表**  
→ 新たな助成金制度について、**詳細な要件を公表**

## 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

### 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1/2 中小企業：2/3）

- 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。
- 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）		拡充案
	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～3月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

# 雇用調整助成金の支給要件等の比較

	リーマンショック時	新型コロナウイルス感染症時(拡充案)
		一般的な場合
<b>生産指標要件</b>	最近3か月の生産量等が直前3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少※1	最近1か月の生産量等が前年同期と比べて10%以上減少※2
<b>雇用指標要件</b> (最近3か月間の雇用量が前年同期比で一定以上増加していると利用不可)	撤廃	撤廃
<b>クーリング期間</b> (対象期間の末日から1年間は利用不可)	撤廃	撤廃
<b>被保険者期間要件</b> (対象労働者は6ヶ月以上の被保険者期間が必要)	撤廃	撤廃 (雇用保険被保険者でない労働者も対象)
<b>助成率</b>	大企業 2/3 中小企業 4/5	据え置き 〔大企業 1/2〕 〔中小企業 2/3〕
<b>支給限度日数</b>	3年300日※3	据え置き 〔1年100日〕 〔3年150日〕
		活動の自粛を要請している地域(一定期間内) 満たすものとして扱う

○ ※1は、リーマンショック前の要件「最近6か月の生産量等が前年同期と比べて10%以上減少」を緩和したものであり、※2は、本年2月14日の特例措置実施前の要件「最近3か月の生産量等が前年同期と比べて10%以上減少」を緩和したものである。このため、※1と※2は単純比較できない。

○ ※3は、「1年間100日、3年間150日」を「3年300日」としたものの。

## 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設(新たな助成金制度等の創設)

新型コロナウイルスの感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。  
また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする。

### ●事業主

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。  
※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

## 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
  - 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、令和2年3月9日から申請の受付を開始した。
  - 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
- ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

テレワークの特例コース		職場意識改善の特例コース	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主	
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク用通信機器の導入・運用</li> <li>・就業規則・労使協定等の作成・変更 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則等の作成・変更</li> <li>・労務管理用機器等の購入・更新 等</li> </ul>	
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること	
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日		
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円	



## 新型コロナウイルス感染症に関する健康保険法における傷病手当金の対応について

### 1. 制度概要

- 疾病又は負傷の療養のため労務不能となり、収入の喪失又は減少を来たした場合に、これのある程度補填し、生活保障を行う趣旨から、傷病手当金が支給される。
- 具体的には、健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の事由による療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。

（※）支給額は、1日につき、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

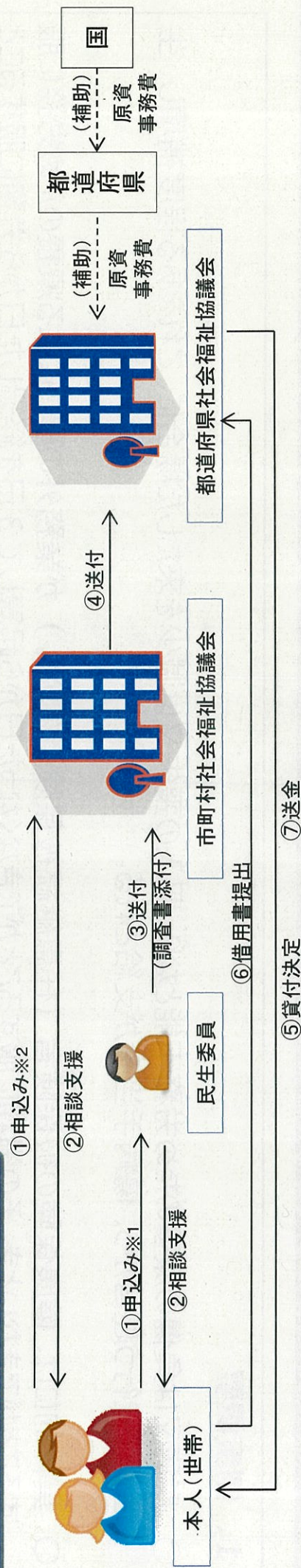
- 傷病手当金の概要について、企業や労働者向けに作成した「新型コロナウイルスに関するQ&A」に盛り込み、厚生労働省のHPにおいて周知を実施。
- 傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」を3月6日付けで発出し、以下について周知。
  - ・ 発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することが出来なかった期間に該当すること
  - ・ やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、保険者が労務不能と認め、支給することが可能であること

# 生活福祉資金貸付制度の概要（生活資金に関するもの）

資金の種類	貸付条件			申込先
	対象者	貸付限度額等	据置期間 その他	
総合支援資金	生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月以内	【償還期限】 据置期間経過後10年以内 【貸付利子】 保証人ありの場合：無利子 保証人なしの場合：年1.5% 【保証人】 原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	市町村 社会福祉 協議会
福祉資金	緊急小口資金 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	【償還期限】 据置期間経過後 12月以内 【貸付利子】 無利子 【保証人】 不要	市町村 社会福祉 協議会

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

## 貸付手続き等の流れ



### ③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

### ④対象となる有給の休暇の範囲

#### ○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い



「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日  
（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

#### ○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い



- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

#### ○就業規則等における規定の有無



- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

#### ○労働者に対して支払う賃金の額



- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせします。

新型コロナ 休暇支援 [検索](#)



# 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (詳細版)

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に  
通う子ども

(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染し  
たおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**労働基準法上の年次  
有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する  
助成金制度**を創設します！

## 【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

**有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

\* 1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。(大企業、中小企業ともに同様)

## ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### ○ 「臨時休業等をした」とは

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。  
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です(※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

### ○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)  
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校(後期課程)、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

## ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者